

入札説明書

自動販売機（飲料）に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

1 入札に付する事項

(1) 件名

自動販売機（飲料）設置に係る行政財産の貸付け

(2) 貸付物件の表示

所在地	設置場所	貸付面積	外形寸法	設置台数
知多市緑町 5番地	知多市民体育館 1階談話コーナー	7.02㎡	(自動販売機) 幅5.40m×奥行き1.30m ×高さ2.30m以内	2台以上 3台以内
知多市緑町 5番地	知多市民体育館 1階玄関ホール	1.50㎡	(使用済み容器回収ボックス) 幅3.00m×奥行き0.50m ×高さ1.20m以内	必要数

備考

- 1 詳細は仕様書のとおり。
- 2 貸付面積及び外形寸法には、使用済み容器回収ボックス及び電力等使用量計測用メーター設置面積並びに放熱余地を含む。

(3) 貸付期間

令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）まで

2 入札参加資格等

次に掲げる資格等を全て満たす者は、本入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者（同項各号のいずれかに該当した者であって、その事実があった後2年を経過しない者及び同項各号のいずれかに該当した者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する事実があった後2年を経過しない者を除く。）であること。

- (3) 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を置いている者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用となる著しく経営不振の状態の者（会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てをし、更生計画の認可がなされている者及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをし、再生計画の認可がなされている者を除く。）でないこと。
- (5) 飲料その他の物品の自動販売機の設置業務において、自動販売機（飲料）設置に係る行政財産（建物）の貸付けに関する一般競争入札の公告（令和4年知多市公告第108号。以下「一般競争入札の公告」という。）の日（令和7年10月31日）現在で3年以上の実績を有している者であること。
- (6) 一般競争入札の公告の日から過去3か年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（以下「独立行政法人」という。）又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（以下「地方独立行政法人」という。）の施設に、自らが管理及び運営する飲料その他の物品の自動販売機を設置した実績がある者であること。
- (7) 国税、都道府県税及び市町村税の未納がない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を経営に事実上参加させ、不正に財産上の利益を得るために使用し、又は金銭若しくは物品その他の財産上の利益を不当に与えた者でないこと。
- (9) 暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、警察当局から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 一般競争入札の公告の日から入札の日までの期間において、次のいずれにも該当していない者であること。
- ア 法人にあっては、非常勤を含む役員若しくは支配人又は支店、営業所若しくは事務所の代表者、その他の団体にあっては、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあっては、その者又は支店、営業所若し

くは事務所の代表者、役員等（以下「役員等」という。）に暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人その他の団体又は個人（以下「法人等」という。）

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

3 入札説明書並びに契約条項を示す場所及び日時

(1) 入札説明書、設計図面、仕様書等（以下「入札説明書等」という。）は、次のとおり配布する。

ア 配布場所

知多市健康文化部生涯学習スポーツ課（知多市民体育館内）（市ホームページからもダウンロード可）

イ 配布日

令和7年11月1日（土）から令和7年11月30日（日）まで（月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は、その翌日以後の最も早い休日でない日）

ウ 配布時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

エ 現場確認

ウの時間内において、依頼に応じて実施

(2) 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関して質問がある場合は、次のとおり質問書（様式任意）を提出すること。

ア 提出先

知多市健康文化部生涯学習スポーツ課（知多市民体育館内）

イ 受付日

令和7年11月1日（土）令和7年11月30日（日）まで（月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は、その翌日以後の最も早い休日でない日）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

エ 質問方法

会社名、担当者の所属、担当者名、電話番号、メールアドレス及び質問内容を記載した質問書を持参、郵送、FAX又は電子メール（令和7年11月1日（土）から令和7年11月30日（日）までの期間内必着）により送付すること。

オ 質問に対する回答

質問書が提出された場合は、令和7年12月7日（日）までに、全ての入札参加者に質問に対する回答書を電子メールで送付する。

4 入札参加申込み

(1) 入札参加申込書等の提出

入札の参加を希望する者は、一般競争入札参加資格申込書に必要書類を添えて（以下「入札参加申込書等」という。）、次のとおり提出しなければならない。ただし、同一の申込者による、複数の入札参加申込みは受け付けない。

ア 提出先

知多市健康文化部生涯学習スポーツ課（知多市民体育館内）

イ 受付日

令和7年11月1日（土）から令和7年11月30日（日）まで（月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は、その翌日以後の最も早い休日でない日）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

エ 提出方法

持参又は郵送（令和7年11月1日（土）から令和7年11月30日（日）までの期間内必着）に限る。

オ 添付書類

(7) 直近の納税証明書（未納がないことの証明書。提出期限前3か月以内のもので、写し可）

法人の場合は、法人税、法人都道府県民税、法人市町村民税、消費税及び地方消費税。個人事業主の場合は、所得税、個人事業税、都道府県民税、市町村民税、消費税及び地方消費税

(イ) 会社の概要書（事業概要等（自動販売機設置事業の実績を含む。）で、自動販売機設置事業の実績は、一般競争入札の公告の日から過去3年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人が管理する施設に、自らが管理及び運営する飲料その他の物品の自動販売機を設置した実績を証明する契約書等の写しを提出すること。）

(ウ) 証明書類（提出期限前3か月以内のもので、写し可）

法人の場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び印鑑証明書。個人事業主の場合は、個人事業主の身元証明書及び印鑑登録証明書

(エ) 誓約書（代理人により入札する場合は、申込者及び代理人の誓約書）

(オ) 委任状（代理人により入札する場合のみ提出）

(カ) 使用印鑑届（実印以外の印鑑で入札する場合のみ提出）

(キ) 設置を予定する自動販売機（飲料）、使用済み容器回収ボックス等のカタログ（仕様、寸法、消費電力等がわかるもの）

カ 提出部数

1部

(2) 提出書類等の配布

入札参加申込みに係る提出書類等を次のとおり配布する。

ア 配布場所

知多市健康文化部生涯学習スポーツ課（知多市民体育館内）（市ホームページからもダウンロード可）

イ 配布日

令和7年11月1日（土）から令和7年11月30日（日）まで（月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は、その翌日以後の最も早い休日でない日）

ウ 配布時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(3) 入札参加申込書等の受理

ア 明らかに入札参加資格がないと認められるときは、入札参加申込書等を受理しない。

イ 提出された入札参加申込書等は、原則返却しない。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、資格審査後、一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格審査結果についての問い合わせ

入札参加資格審査の結果、資格無しとして通知を受けた者は、令和7年12月12日（金）まで（月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は、その翌日以後の最も早い休日でない日）を除く。）に知多市長に対し、文書（様式任意）をもって説明を求めることができる（受付は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。））。この場合において、文書の提出先は知多市健康文化部生涯学習スポーツ課（知多市民体育館内）とし、当該文書は持参するものとする。

5 入札場所及び日時

(1) 入札場所

知多市市民活動センター 会議室2

(2) 日時

令和7年12月18日(木)午後2時

6 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供をしない者のした入札
- (3) 入札執行日の指定された時間に受付を済ませていない者のした入札
- (4) 入札に際して談合等による不正行為があった者のした入札
- (5) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 代理人が委任状の提出をしないで行った入札
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんした入札
- (11) 入札書の記載事項を訂正した場合において、訂正印（印鑑証明書又は印鑑登録証明書の印。使用印鑑届が提出されている場合は、届出印又は委任状に押印してある代理人の私印）のない入札
- (12) その他あらかじめ指示した事項に違反した入札

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札参加者は、その見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札日当日の入札執行前までに納付しなければならない。ただし、入札保証金の納付は、国債、地方債のほか、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 政府の保証のある債券（担保の価値は、額面金額又は登録金額の10分の8の金額）

イ 市長が確実と認めた社債（担保の価値は、額面金額又は登録金額の10分の8の金額）

ウ 銀行その他市長が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権

エ 銀行等が振出し、又は支払の保証をした小切手

オ 銀行等の保証

(2) 入札保証金の納付の免除

入札参加者は、次のいずれかに該当するときは、証明書類を提出することで入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供を免除することができる。

ア 保険会社との間に知多市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 一般競争入札の公告の日から過去2年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人において、その種類及び規模が同等以上の契約（使用許可は対象外）を締結し、これに該当する契約の全てを誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 入札保証金の納付方法

入札保証金は、市の発行する納付書により納付し、領収証書を入札担当者に提出する。入札担当者は、入札保証金の納付があったときには、納付証明書を当該納入者に交付する（入札保証金の納付に代わる担保を提供する場合についても準用する。）。

(4) 入札保証金の還付等

ア 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、入札終了後直ちに還付の手続を行う。ただし、落札者に対しては、契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合にあっては、当該担保の提供後）還付する。

イ 契約保証金の納付の免除を受けた者にあっては、契約を締結したときに入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）を還付する。入札保証金の還付を受ける場合には、領収証書等を提出するものとする。

ウ 落札者から申出があったときは、当該入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）を契約保証金に充当することができる。

(5) 入札保証金に対する利息

入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することができない。

(6) 入札保証金の没収

入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、市に帰属する。

8 契約書の作成の要否

要

9 入札に関する注意事項

(1) 入札会の延期等

ア 一般競争入札の公告の日以後であっても、談合の事実又は疑惑があると認められる場合には、入札会は延期することができる。

イ 入札参加資格がある旨の結果通知を受けた者であっても、入札日現在において入札参加資格を失った者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。この場合において、通知を受けた者は入札執行前にあっては入札辞退届を入札担当者に直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）し、入札執行中にあっては入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出して行う。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の不利益な取扱いを受けるものではない。

エ 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

(2) 入札会の受付

ア 一般競争入札参加資格審査結果通知書（写し可）を提示すること。

イ 入札時間までに受付を行い、入札会場で待機すること。

(3) 入札書の記載等

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札は総価により行う。

ウ 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届けた印に限る。）の上、一般競争入札の公告により示した日時及び場所において、入札担当者の指示により提出しなければならない。

エ 入札は代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りではない。

(4) 入札回数

入札回数は、3回までとする。

(5) 開札

開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち合わせて行う。

(6) 落札金額が2者以上同価の場合の取扱い

落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 再度入札及び再々度入札

ア 再度入札

開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。ただし、初度の入札の際に、6の(1)から(7)までのいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

イ 再々度入札

再度入札の結果、なお、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再々度の入札を行うことができる。ただし、再度入札の際に、6の(1)から(7)までのいずれかに該当する入札又は初度の最高入札価格を下回った入札をした者は、

再々度入札に参加することができない。

ウ 再度入札及び再々度入札の入札保証金

再度入札又は再々度入札をする場合において、入札保証金が不足する入札参加者については、入札前に不足分を追加納付する。

(8) 落札者

予定価格を上回る価格で、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(9) 入札結果の通知

開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときにはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

(10) 入札書の取扱い

ア 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

イ 郵便による入札は認めない。

(11) 法令等の遵守

入札参加者は、入札及び契約事務に関する関係法令、規則、知多市民体育館行政財産（建物）有償貸付事業者募集要項、入札者心得書、一般競争入札の入札説明書等の規定を遵守しなければならない。

(12) 違約金の納付

入札保証金の納付の免除を受けた者が落札者となった場合において、当該落札者の責に帰すべき事由により、契約を締結できないときは、当該落札者は、違約金としてその見積もる契約金額の100分の5の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を市の発行する納付書により納付しなければならない。ただし、入札保証金を納付している場合又は入札保証金に代わる担保を提供している場合は、この限りでない。

(13) その他留意事項

入札参加者は、入札後において一般競争入札の公告、入札説明書等又は現場についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 入札参加資格の取消し

- (1) 入札参加者は、被補助人、被保佐人、成年被後見人又は破産者となった場合は、直ちに届け出なければならない。
- (2) 入札参加者が(1)に該当する者となった場合は、特別の理由がある場合を除くほか、その者に対して行った一般競争入札の参加資格を取り消し、又は入札に参加させない。
- (3) 入札参加者が次に該当する者となった場合は、その者に対して行った入札参加資格を取り消し、又は入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由なしに契約を履行しなかった者
- カ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、本市発注の契約等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- キ アからカまでに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) (3)に該当する者について、当該事実があった後2年間、その者を入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。
- (5) 入札参加者の経営、資産、信用状況の変動等により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき又は契約の相手方として不相当と認められる事態が発生したときは、その者に対して行った入札参加資格を取り消し、又は入札に参加させないことがある。

11 契約

(1) 契約の時期等

ア 本入札について、落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に契約書を作成し、記名押印の上、提出しなければならない。

ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

イ 落札者が、アの期間内に契約書を提出しないときは、落札の効力を失うことがある。

ウ 契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、国債、地方債のほか、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 政府の保証のある債券

イ 市長が確実と認めた社債

ウ 銀行等に対する定期預金債券

エ 銀行等が振出し又は支払の保証をした小切手

オ 銀行等の保証

(3) 契約保証金の納付の免除

契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、証明書類を提出することで、契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保の提供を免除する。

ア 保険会社との間に知多市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 一般競争入札の公告の日から過去2年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人において、種類及び規模が同等以上の契約（使用許可は対象外）を締結し、これに該当する契約の全てを誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 問い合わせ先

〒478-0047

知多市緑町5番地

知多市健康文化部生涯学習スポーツ課（知多市民体育館内）

電話番号 0562-33-3362（直通）

FAX番号 0562-87-1222

メールアドレス sports@city.chita.lg.jp